

## ■地域おこし協力隊を受け入れたい民間団体を募集しています

### ▷概要

地域おこし協力隊(以下、協力隊)の受入れを希望する民間団体(以下、受入団体)が、町と協働して本町の課題解決や地域活性化に取り組み、隊員着任後のスムーズな活動開始や任期終了後を見越した活動の実施をサポートしていきます。この取り組みは、行政×受入団体×協力隊の3者が同じ方向性を目指すことから、「共創型地域おこし協力隊」として募集します。

### ▷地域おこし協力隊とは

都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱します。隊員が一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

協力隊には、町から報償費と協力隊の活動にかかる経費を支給します。

### ▷受入団体要件

- 町内に事務所等がある協同組合、会社(※)など
- ※単なる利益追求や人材補充としての募集は行わないこと

### ▷協力隊採用までの流れ

- ①受入団体は、「受入団体申入書」「企画書」を町へ提出
- ②町は、受入団体からのプレゼンテーションを踏まえ企画を審査し、受入団体を決定
- ③町、受入団体はHP等で協力隊の募集を開始 ※課題や取り組んでほしい事などを具体的に明記
- ④第1次選考(書類審査)、第2次選考(面接審査) ※受入団体も審査に同席
- ⑤協力隊着任

【隊員身分】町や受入団体との雇用関係はなし(協力隊自身で国保や国民年金に加入)

【活動時間】月150時間(7.5時間×20日)

→活動時間帯は、活動内容により変動

→月初めに「活動状況報告書」「活動日誌」「活動費報告書」を提出

町で確認後、「報償費」と「活動費助成金」を支給

【処遇等】

報償費：月額上限258,750円。 ※月額を受入団体が設定する。

(給与的なもの。翌月支払。活動時間に応じて減額あり)

活動経費(活動助成金)：200万円/年(上限)

(家賃補助やガソリン代、物品購入費など取り扱い基準により支給。原則立替払い。)

### ▷受入団体申込書、企画書提出期限

令和8年4月17日(金) 午後5時 必着

### ▷受入団体プレゼンテーション(企画審査)

令和8年4月下旬予定

### ▷提出先・問い合わせ先

北栄町役場産業振興課 農林振興室 0858-37-3152